

令和6年度
第4回いわき市地域自立支援協議会
議事要旨

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

会 議 名		令和6年度第4回いわき市地域自立支援協議会		
日	時	令和7年3月19日(水) 午後14時00分から15時30分	会 場	いわき市役所8階 第8会議室
出席委員は	【構成区分】	(氏名)	(所属・職名)	
	学識経験者	春山 佳代	医療創生大学 健康医療科学部 講師	
	障がい者福祉団体	吉江 路子	いわき市盲人福祉協会女性部会 会計	
		吉村 真澄	いわき市手をつなぐ育成会 監事	
		渡辺 さゆり	いわき地区自閉症児・者親の会 会長	
		石井 静子	いわき聴力障害者会 副会長	
出席委員は	障がい者福祉施設等	長谷川 勇三	いわき市腎臓病患者友の会 会長	
		長谷川 秀雄	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	
	【会長】	佐藤 みさ江	社会福祉法人育成会 理事長	
		谷平 耀宗	(福)誠心会 常務理事兼事務局長	
	障がい者関係機関	石山 紀美江	(福)希望の杜福祉会 グリーンアップルズホーム管理者	
		梅原 佐登志	いわき公共職業安定所 所長	
出席委員は		須藤 勝志	いわき障害者就業・生活支援センター 所長	
		大和田 実利	(福)いわき市社会福祉協議会生活支援課 生活支援係長	
	市民代表	渡辺 成子	いわき市ボランティア連絡協議会	
欠席委員	学識関係者	石井 亜紀子	独立行政法人国立病院機構いわき病院(内科)	
		志賀 忠夫	公益財団法人磐城済世会 舞子浜病院(精神科)	
	障がい者福祉団体	鈴木 世津子	いわき市身体障害者福祉協会 会長	
	障がい者福祉施設等	田中 敦子	(福)いわき福音協会 野の花ホーム所長	
	障がい者関係機関	赤坂 剛	福島県立いわき支援学校 校長	
		渡部 孝男	福島県立平支援学校 校長	
事務局	いわき市	加藤 高明	障がい福祉課長	
		平子 大樹	同 課長補佐	
		高久 慶子	同 支援係長	
		佐藤 公威	同 事業係長	
		若林 礼佳	同 主査	
		石井 優悠佳	同 事務主任	
		板坂 有真	同 主事	
		布施 明	同 主査	
		木田 翔一	同 主査	
	基幹相談支援センター	園部 義博	いわき基幹相談支援センターセンター長	
		浄土 洋輔	いわき基幹相談支援センター	
		川崎 浩二	同	
		鈴木 洋	同	
	地域生活支援コーディネーター	坂本 建	地域生活支援コーディネーター	
	障がい者相談支援センター	白土 修	いわき障がい者相談支援センター	

		上野 辰弥	同
配付資料	(1) 次第 (2) 席次表 (3) 令和6年度第4回いわき市地域自立支援協議会資料 (4) 別冊1【人材育成部会(仮)設置案】 (5) 別冊2【障がい当事者部会からの答申書について】		

議事要旨

○ 令和6年度第4回いわき市地域自立支援協議会

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議案【報告事項】、【協議事項】、【その他】

いわき市地域自立支援協議会設置要綱第6条に基づき、谷平会長が議長を務めた。

議事	発言者	内容
【報告事項】		
(1)令和6年度協議会の活動報告	事務局	配付資料・P3に基づき、事務局からの活動について報告。 【委員からの意見なし】
(2) 令和6年度各専門部会等の評価と課題	事務局	資料P4～P31に基づき、各専門部会から評価と課題について報告。
	A委員	P6の4の日中支援型共同生活援助の評価についてだが、なぜここだけ、自立支援協議会にこのような実地調査の役割を課せられているのか。 自立支援協議会が調査に入るとするのは、相応の理由があると思うが、国の要綱を見ても、理由は述べられていない。やはり日中支援型グループホームは一事業所で完結する仕組みであり、他のグループホームのように外部の介護事業所が入らずに一法人完結型でやっているため、非常に閉鎖的で問題があってもなかなか見えないうために自立支援協議会のような機関に、年に一度は評価するという役割が課せられているのかと思う。 事業所も意見書を提出するくらいしかできないと思うが、非常に大きな問題が発生した場合には、自立支援協議会が行政に調査を促すようなことも求められてくるのか、というのが一点。 また今後、日中支援型グループホームのような、いわゆる「小さな入所施設」はかなり増えていくと思う。そのため、問題が起きやすいとも考える。自立支援協議会と行政の役割分担を明確にしておいたほうがいいと思い、ご意見申し上げた。
	事務局	まず、自立支援協議会から市の方に監査的なところを提言してよろしいかというようなお話だったかと思うが、基本的に保健福祉部には法人指導係という部署があ

【協議事項】 (1)人材育成部会 (仮)設置案について		り、毎年度の実地調査を行っている。それは何年スパンで必ず行うため、各事業所に対し行っているというような状況である。もちろん自立支援協議会の中で委員の皆様からの意見、意見書をもとに、事業所に入って確認した方が良いのではないかなという話があった場合は、事務局側から法人指導係に情報共有をしていくという形はとれるかと思う。 次に、日中支援型グループホームが増えていくのではないかなという話だが、現在ある日中支援型グループホームは本社が東京にある大手のところ、いわき市に参入し、2施設、令和5年度と令和6年度に開設したところである。障害程度支援区分が4以上という高いところで看護師配置が義務づけられており、ショートステイも併設されているため、地域社会に移行するというような意味合いでは有意義な取り組みかと思うところである。 一方で障害支援区分が高いため、状態に変化が急に生じるといった可能性もあるかと思う。 地域移行という観点からは、日中支援型グループホームがどんどん増えていくことは望ましい形ではあると思うが、ご指摘があった通り、閉鎖的な部分もあるため、そのチェック機能をどうしていくかというのは、専門部会等で今後も引き続き、検討をすすめていきたい。 議長 他に何か意見等ないか。 【委員からの意見なし】 次に協議事項に移ることとする。 事務局 別冊資料1に基づいて、「人材育成部会(仮)設置案について」事務局より説明。 A委員 大変やって欲しい取組みではあるが、「実地教育」という言葉に違和感がある。教育ということではないように思える。今回のような取組みは学び合いというふうに表示されていたと思う。「交流」ということで「教える、記憶する」といった学校教育のようなイメージではなく、実践を通して、みんなで学び合うということをやってきたような気がする。そのため、実地教育を実践すべきとなると、合っていないような表現に思えてしまう。 障害福祉はまだ未発達な分野なので、医療と違って、
---	--	--

		確立されたスキルや体系があってそれをみんなに覚えてもらえばという水準とは全く違い、どんぐりの背比べのような状況の中で、みんな必死にもがいているので、「教育」というのは、そういう面では合っていないのではないかと思う。 二つ目には、相談員自身の抱えている心の問題というのがあるかと思う。困難事例を抱え、少人数で対応し、スーパーバイザーのような人もなかなかアドバイスできない状況となると、業務に疲弊したり、或いは利用者からの心無い言葉などで心を病むこともある。福祉の仕事は感情労働とも言われるため、支援者は心の中に様々な葛藤を抱えている状況である。 支援者が抱える感情というものにも目を向け、そこをやはり、感情に支配されない対応をしていくためにはどうしたら良いかということも学ぶ必要があると思う。大体が感情の影響を受けたまま対応しているわけである。会話をする中で、返答に10分以上かけるなどの対応はなく、何らかの返答を数秒で返している。その多くは、感情の影響を受けた言葉が出てくるわけで、相談員はそういうことは極力クリアにし、冷静な判断をしながら対応していく必要がある。感情というものが影響を及ぼしている自身に気づかなければならないと思う。 そういう面では、マインドフルネスなど、感情の影響を受けていることに気づきましょう、感情に影響を受けない判断をしていきましょうということを自覚してもらえるような研修企画も入れて欲しいと思う。
	事務局	1点目の実地教育といった表現について、こちらは、事業所の皆さんが参加しやすいようなイメージも大事だということでは十分理解しているところだが、主任相談支援専門員やサービス管理責任者の法定研修等でも、実地教育、OJTといったものは研修カリキュラムには組み込まれている。しかし、それをやりなさいといった法定要件として求められているところではないため、実際どのように実施していけば良いのかというところが、リンクしないといった課題は大きく、県人材育成部会でも話し合われている。そのため、名称として「スーパーバイズ」であったり、「ファシリテート」であったりと、教育に繋がるようなスキルを獲得するというイメージを持っていただくために、あえて国と同じように実地教育という表現を使っているところである。 また厚労省の専門研究チームにおいても、今後、実地

		教育のマニュアルのようなハンドブックが自治体職員向けや実地教育を担う基幹向けに作成されていく可能性があるということも情報として受けている。そういった点からも根拠があることを我々の部会としても示していきたいという思いがあり、このような表現とさせていただいている。 2点目のご意見と含め、部会で参考に協議を進めていきたい。
	B委員	この人材育成部会というのは、国、県からの要請でいわき市でも、これから行うということで、とても進めていただきたい有意義な活動だと思っている。 障害種別の関わり方といったものも研修内容には含まれていると思うが、より専門的な内容まで踏み込んでいただけたらありがたいと思う。 私は、ダウン症の方の会の活動も行っているが、5月には支援者向けセミナーの開催を予定している。そういった民間の活動についても組み入れていただきながら進めて欲しいと思う。 また、対象が相談支援とサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が中心になると思うが、日頃、事業所の状況を見ていると、職員の入れ替わりが激しいなど、やはり支援員の問題がとても大きいと思う。そこは事業所努力でやっていくほかないのかお聞きしたい。
	事務局	障害種別での関り方については、やはり基本的な理解もないまま現業員になる方もいると聞き及んでいるところである。 そのため、各事業所連絡会等でも、メインの対象像というか、そういったところに特化した研修というのは過去開催していたこともある。 また、強度行動障害や、医療的ケア児、自閉症児やダウン症、難病など、基本的な理解等を確認する必要性はあると思うため、ご意見を参考に検討していきたい。
	事務局	2点目に関しては、直接的な支援員を行う支援員に関しては、人材育成部会の研修の中に、特設プログラムとして、現時点では入っていない。各事業所は、支援員を雇い入れる際には、その責務において、資格の有無だけでなく、職員の質の担保という点においては、利用者に還元するにあたって一定の責任を持つべきところではないかと思う。そのため、B委員がおっしゃったとおり、

		事業所の方でも職員教育をするといった努力はすべきところだと思う。 しかし、指導や教育がうまくいかず、不適切支援に繋がるなど、先ほど、A委員がおっしゃったような、職員が感情的にすごく追い詰められ、離職してしまい、福祉業界からも離れてしまうということも課題としてあるかとは思う。 そこに関しては、やはり人材育成部会で、先ほど事務局からの説明でもあったように、支援員を支援・教育・スーパーバイズできるような立場の方たちを育成していく必要があると考える。 いわき市の方では人材育成ビジョンがない状況のため、スーパーバイズできるような方、中間的にになれるような方を育てていきながらということになるかと思う。 では、支援員たちには何もしないのかということに関しては、現時点でそこまでの議論が特にできていないため、そういったご意見が今回あったということに関しては、部会が設置後に、再度その課題についてはどう取り組むことができるのかということを検討していければ良いかと思う。
	議長	まず、P4の实地教育という文言については、国等のガイドブックとの連動性も考え、そのまま採用させていただくということと、事業所の人への入れ替わりが激しい、そうすると確かに質が担保できないということに繋がるかと思うが、そこは当然事業所として努力していく必要があり、事務局からの説明にもあったように、サービス管理責任者等がスキルアップし、その人達が教育をしていくという体制を早めに構築していく必要があるのかなということで、まずはこういった形で進めていく方向でよろしいか。
	C委員	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者になるためには国が定めた研修を受けるわけだが、要件を満たしていれば研修は受講でき、資格も取れる。しかし、取った後に、急にサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として業務をするとすると、これまで支援員だった方が、あまり段階を踏まずに資格者となり、制度の変化等についていけず、お辞めになった方がいると聞いた。 そのため、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者になる前に、少し積み上げていくような、段々と実力

(2)障がい当事者 部会からの答 申書について	事務局	がついてくるような、そのような内容の研修を人材育成部会に組み込んでいただきたい。 ご意見の通り、法定研修等では到底、実務上必要な技術や理念等のカバーはできないかと思う。そこは、当然の課題であるため、やはり圏域で基本に立ち返るような研修やこれから相談支援従事者を目指すような人材に向けてというのは考えていく必要がある。 現段階では、法定研修を受ける前の人を対象に、事前ガイダンス研修というものを令和6年度よりスタートさせたところである。 それを例えば、今後目指す可能性がある人、のようなところまで広げる手法もありかもしれないといったことは部会内においても協議されていた部分ではあるため、いただいたご意見等を参考に、部会のキャパシティ的なところもあるため、検討させていただければと思う。
	議長	では、修正すべき点は修正をして、原案通り取り組むということでしょうか。 【委員からの意見なし】
	事務局	別冊資料2に基づいて、事務局より「障がい当事者部会からの答申書について」説明。
	議長	では委員の皆様からは意見等ないため、市長へ提出するという取扱いとしていきたいが、事務局からリーガルチェック的な意味合いで、何かあるか。
	事務局 (障がい 福祉課 課長)	当事者部会の方々からのご意見につきまして、市長に提出するということは、この自立支援協議会といたしましても、大変有意義なことだと考えているため、進めて参りたい。 それにあたり、数点、委員の皆様にお諮りしたいことがある。 まず、文言の修正等について、(1)がいいのか①がいいのか等の文書の体裁についてや内容の文言については、事務局及び議長、当事者部会の方々と整理をさせていただきたいと思う。 皆様にお諮りしたいのは、この合理的配慮に係る答申書案というところの表題について、答申書というものは、諮問に対する答えを返事として返すという意味となるた

【その他】 事務局からの 連絡事項	議長	め、今回取りまとめていただいたものを市長に意見というか提案というか、そういった言葉を使って提出したいと思うところであり、この有意義な提案を「提言」という形にしてはどうかと、これについて委員の皆様方の意見をお願いしたい。 ただいま事務局から、答申書という表記ではなくて、提言書という表記に修正してはどうかという意見があったが、委員の皆様、の意見はいかがか。 特になければ、文言を修正した上で、取り組んでいき、市長に提出していくという方向でよろしいか。 【委員からの意見なし】
	議長	それでは今後、原案を一部修正し、市長に提出していくが、文面の体裁等を整える作業については、部会と事務局、それから私の方で調整していくということでよろしいか。 また提出時期についてだが、今年度の提出については市長のご予定もあるため、令和7年度に改めて日程調整をした上で、部会長と私とで提出していくような形となるかと思う。よろしくお願いしたい。
	議長	協議事項は以上で全て終了となるが、他に委員から何かあるか。 【委員からの意見なし】
	事務局 (障がい 福祉課)	地域生活支援事業の中の移動支援の単価の変更に いて。 かねてより移動支援サービスに係る単価については、いわき地区障害者連絡協議会様をはじめ、福祉サービス提供事業所様から増額の要望がなされてきたところだが、その要望を受け、他市の状況等を調査し、単価の精査をさせていただいた。 その結果等を踏まえ、現在の単価を若干ではあるが引き上げることとしたい。 具体的には令和6年度の報酬改定の通院等介助の額と同額とさせていただきたい。 なお額改定のスケジュールだが、条例の改正が伴うこ

	議長	と、また事業所等への周知の期間を踏まえ、令和7年度の下半期、10月サービス提供分からの改定とさせていただきたいと考えている。 今後の具体的なスケジュールについては、条例改正後に改めて周知をさせていただくため、あらかじめご承知おき願えればと思う。 ただいま事務局から説明があった単価の引き上げの件について、委員から何か意見や質問等あるか。 【委員からの意見なし】 では、以上で本日の議事は全て終了となります。 今年度1年間、本当にお疲れ様でした。
--	----	---

5 閉会